

武蔵野市補助金評価委員会第6回議事録

開催日時：平成20年11月13日（木）

午後4時から午後6時15分まで

場 所：武蔵野市役所 第802会議室

出席者 堀場勇夫委員長、青木宗明副委員長、高見慎和委員、松井望委員、
山田功委員。

青木事務事業見直し推進担当部長、高橋財務部長、山本企画調整課長、
竹山財政課長ほか

1 開 会

○委員長 時間になりましたので、第6回の評価委員会を開催いたします。

○事務局 資料の確認をお願いいたします。

A3判は、前回の資料を改めてお配りしたものです。第5回の議事録は、確認用です。

フローチャートのものと、2枚物が本日の議論の資料としてお配りさせていただいて
います。

2 議 事

○委員長 それでは、議事の（1）ですが、何かご意見があればお伺いします。

○委員 きょうの資料が補助金の事業のすべてですか。

○事務局 そうです。

○委員 わかりました。もう一つ、資料の「公平性」とか「説明責任」の「△」とか「有」
と書いてありますが、これ自体を当委員会最終結論として出すのですか。

○事務局 前回、前々回の議論の中で、補助金では委託・負担金的なもの、協働・援助
的なものでは性質が違うという議論をいただきまして、委託・負担的なものについては、
事務事業見直し委員会の評価で評定できるのではないかということで、お出ししたのが前
回の「△」「有」の部分です。これについては、前回は、積極的に課題になりそうなもの
をお出しして、ご意見をいただいたものです。この委員会で公平性があるかないかという結
論ではございません。

その中では、こちらのフローチャートにもありますが、委託とか負担金的なものは事務

事業評価のような手法でやるべきでしょう。事務事業の主管課が事務事業評価としてやれば、その中で見直しがされるのではないかというのが前回の一定の結論と理解しております。

○委員長 よろしいでしょうか。

○委員 私のほうは。

○委員長 現在、事務事業の評価の作業が進んでいて、実際に行われている作業に、補助金の作業も重ねてはいかがかというのが一つと、それができ上がった段階で補助金独特の評価、この5項目に関する評価が加わる可能性があるので、それもでき上がった段階で検討して改めてここに戻ることとしたと思います。

○事務局 事務事業評価の手法でできるというご意見で、市で見直しとして事務事業評価のシートを作成しているのですが、そのシートができた段階で、委託、負担金についてはそれを評価シートに落としてみてから行うとしています。

○委員長 そのときに、運営補助金あるいは事業補助金などの問題も入ればとの議論となっていますので、それも含めて考えましょうということですね。

○事務局 事業補助ではなくて運営補助というのは、一番左の区分である援助の側に区分されたときにゼロベース査定をすることによって、事業補助に仕掛けていくとの議論であったと思います。

○委員長 そういうことも含めて、事業評価のときにプラスアルファのシートになる可能性があるのですが、それも含めて今後検討しましょうということでもよろしいですか。

○事務局 大枠としてはそのように理解しております。

今対象事業の洗い出し、絞り込みをしているのですが、過去ずっとやってきた個別事務事業評価の移行過程なので、補助金がうまくはまり込むかどうかというのは現在調整中のところでございます。

○委員長 その辺も含めて改めて再検討ということで、ここの「有」「△」は扱われているということです。これを承認したということではない。承認されたのは、委託及び負担は本来的に市がやる仕事なので、これは事業評価の対象として扱うべきである。したがって、その作業を待って改めて議論をするということでもよろしいですね。

議事録で何かあればメール等で事務局のほうにご連絡いただければ訂正させていただきたいと思います。

では、本日の議事の（１）ということで、資料を事務局より説明してください。

(1) 個別補助金の評価について

○事務局 フローチャートをお願いします。

前回までの議論のまとめをお示しして、議論の論点をわかりやすくするための資料でございます。

補助金については、当該補助事業が団体の解散や事業の廃止・縮小をした場合、市が直接行う事業なのかどうか。この視点で委託分担的な補助との区分けができる。

個人への補助は市の事業課の事業なので、事務事業評価ができる。

目的は明確か、目標の達成度はどうか、目的妥当性、政策体系に結びついているのか、行政や市が関与すべき目的か、有効性、効率性、公平性が評価されるのであれば、補助を継続する。なければ、補助見直しを行う。廃止するか、縮小するか、形式を変更する。事務事業評価でPDCAをしていく。

それ以外の補助金で、援助、補助、支援、協働的なものは、当該事業が市と団体がその事業について一緒に意思決定を行っているかを、協働の判断とし、そうでないものが援助として残ってくる。

そして援助、協働について評価の視点をつくっていかなければいけない。前回、ポイントで5点、0点というものを出した中で、協働としては対象事業者の選択が妥当かどうか、一緒にやる事業者として目的達成が可能なものであるのか、成果が明確に把握できるのか、協働の分野が戦略、長期計画や施政方針、選挙公約など市が進めている事業と一致しているのか、委託の分野ではないのかなどです。

また、援助としては補助の必要性や市民の受益になっているか、経費が妥当なのか、成果が明確か、団体が自立するためのものになっているのかが対象ではないか。

A4の資料では、協働は長期計画、施政方針、選挙公約との整合性はあるのか、成果の測定ができるか、協働としてやらなければならない事業か。必要性、公平性、有効性、妥当性、効率性、説明責任という評価の項目を例示的に挙げて、どれを優先するとか、どれを考えていくというところをご議論いただければと思っています。

援助のほうは、逆に成果の公表とか援助事業の市民への貢献度、補助額の妥当性、団体の自立性向に、必要性、公平性、有効性、妥当性、効率性、説明責任を指標としてあげ、それぞれの中身を、こういう補助が対象ですというところを見ていただいて、どういうものを注視すべきかというところをご議論いただきたいと思います。

資料としては以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

それで今回は、今のまとめでは右側ですので、本日の議論は左半分ということです。

議論の立て方ですけれども、基本的にまずこのフローチャートでよいかどうかを確認させていただきたいと思います。一番上のダイヤモンドに書いてあることですが、「当該補助事業は団体が解散や事業の廃止・縮小の場合、市が直接事業を行いますか」ということで、市の事業であるということを表示されていると思います。ここで右と左側に分かれる、こういう論理立てでよろしいですか。もしよろしければ、市が直接事業を行わないであろうということで当該事業が実際に行われているもの、これが協働及び援助と呼ばれている事業であるということです。

協働及び援助の分け方、すなわち定義ですが、皆さんの意見集約がほぼなされておりまして、前回議事録の27ページです。協働と援助の「協働」というのは、市とその実施している主体の意思決定が一緒になされているもの。これを協働と言いましょと。そして、「援助」というのは、むしろ市民がしているものに対して何らかの理由によって市が貢献してみればいかがかというような事業。こういう分け方をしています。

それに加えて、市長初め市としての戦略があるはずだから、ここを加味するべきだというご意見が出されたと思います。

それから、情報公開及び評価というのは、ここの部分に関しては非常に重要ではないかというご意見が出されております。このフローチャートの記述はそのような形になっておりますので、まずこのフローチャートの左側に沿ってご議論したいと思います。

○委員 確認なのですが、2点ありまして、上のダイヤモンドから下においていった最初の「NO」に行ったときに、「一緒に意思決定を行っていますか」というのはどういう状況のことを指しているのですか。例えば、パブリックコメントとかをして、意見を集約したときに、それは一緒に意思決定を行っているとは認識するとか、もっと具体的に、例えば審議会をつくって事業の立案から始めたときに参加してもらったとか、そういうのは多分入るのかと思うのです。

ただ、パブリックコメントも、やったけれども意見はなかった場合、一応話は聞きましたということで、「YES」になると思うのですけれども、どうなのかなというのが1点あります。

もう1点なのですが、協働という概念に対して武蔵野市だけで独自にまとめられているものというのはないのですか。我々の委員会でもかなり対象者の事業性とか成果云々

と書いても、既に協働に関するガイドラインなどがあったときに、それとの整合性の問題が出てきそうな感じがするのです。もしもあるのであれば、そちらを重視する必要もあるのかと思います。

○事務局 意思決定ですけれども、一緒になってやりましょうという事業のきっかけに市が中心になって関与している。市が直接やるのではないけれども、こういう事業をやりませんかと声をかけたり、市がある団体にこういうことを一緒にやりましょうということでやり始めているような事業を主に協働的な事業としています。補助の事業に対して市がある面かかわりを持っている、こういうふうにやってくださいとしているものなどが意思決定ではないかというのが前回の議論の到達点だと思います。

ガイドラインですけれども、協働的な補助金という制度も二つぐらいありまして、その部分の中ではガイドラインとしてきちんと出している部分がありますので、全くないわけではありません。ただ、この補助金に当てはまる協働のガイドラインをそういう部分で見ると、やはりずれてしまうかと思っています。今回の協働型の補助金の整理は、ある団体の役割と市のやるべきこととの一致を見たところで一緒にこの部分をやりましょう、そういうものを協働型の補助として仕分けをしているということです。

○委員 2番目の問題については、我々の制度設計に対して実際に協働されるのは各団体の方ですね。もう既に協働のガイドラインなり概念があるのであれば、二つもできてしまうと、どっちがどっちなのという素朴な疑問が出てくるおそれがあるかと思っています。何かあるのであれば、そこの記載ぶりを少しおもんばかったほうがいいのかと思います。

最初の1点目ですけれども、お話ししたのは、要するに武蔵野市の側が意思決定のきっかけをつくって、それに対して意見はあるかどうかという判断がここの分岐点の一つだと認識したのですが。

○事務局 向こうからのものもあります。必ずしも市からということではないです。

○委員 そうですね。向こうからの要望もあるかないかも含めてが、この分かれ道だということですね。

○事務局 援助というのは全く相手側が単独でやるものに対して助成をするものですが、協働はその事業について市もこういう事業にしましょうという意思決定に参画しているという部分で、それは向こうからこういう事業、こういうことを考えて、市で一緒にやりませんかというものもあります。

○委員 要するに、「YES」、「NO」で分かれた援助か協働かというときの評価の重みの

話なのですけど、「NO」の援助のほうがかなり厳しく行くという認識でよろしいのですか。

○委員長 そこが本日の議論の対象で、こう分かれた場合に、評価方法が変わるかどうかということが本日の2番目の議論になると思います。

○事務局 前回の議論を簡単に説明させていただければ、事務事業評価では厳しく目的達成度とかが問われるが、協働になれば達成度はより違った視点で見られるだろう。

援助になるといいことだから援助しましょうとなりどんどん援助に流れていってはいけないのではないかと。であれば当然、援助はゼロベースで査定をするとか、一定の厳しさが必要ではないか議論されています。

○委員 そのほうが合理的と私は思います。

○委員 27ページのところの協働というのは主体的に一緒になっている。市長の政策というか行政の目的、それからこの評価項目の細目といいますか、評価の妥当性がわからないと、結論付けにくい部分があるかと思うのです。これはもう少し個別に、PDCAを回した中で市の政策とどういうふうにオーバーラップしていくのか、その辺を検証しないと、今の時点でこうだと細目を決めるのは、一般定義としてするのはなかなか難しいかと思えます。

○委員長 協働と援助に分かれるのではないのか、あるいは分けることができるのではないのかというのは、前回の個別の補助金の検討というか、見ていた段階で、やはりどうも違う種類のものがあるらしいという具体例が幾つかあって分かれてきたわけです。一般論に入ってしまったときに、こういう考え方はあるねという道筋だったと思います。一応分けたときに、今度は評価基準が変わってくるのか変わってこないのか。変わってこないならば、ある意味で分ける必要はないわけですから、という議論の立て方を前回していると思います。

○副委員長 両委員と全く同じ意見なのですが、そもそもこうやって体系的に分けましょうというのはあくまで我々の、分けられたらいいなという願望に基づいていて、多分この図の右のほうはできるだろうとは思っていたのですが、左側が難しいだろうと最初から思っていて、多分区分で済む話ではなくて、制度そのものをどうするかという話だろうと思います。

そうしますと、武蔵野市のほうで、補助金のそもそもの制度をいじるというのか、この機会に整備されるお考えがあれば、一番わかりやすいと思うのです。協働的なものとはどういうものなのか、以前にあるそうですから、それをもとにして、どういうコンタクトを

とりながら、どういう意思決定をする場合に、これは協働的な補助金であって、その上で、多少運営費補助でもいいし、あるいは多少公平性なり、あるいは効率性なりというところで、別に見劣りしても、ともに一緒にやっているのだからまあいいかという判断ができるのだらうと思います。現状のままそれをはっきりさせないで、それができるかどうかと聞かれると、我々答えようがないというのが正直なところで、こうやって分けたほうが、今後の補助金の運営についてははっきりしますよ。無駄なものとか要らないものとかの区別がこれから先はできますよという意味で、この機会に、むしろ制度のほうをいじっていただいたほうがいいものができるのではないのかと思うのです。

○委員 特に公共というかライフライン系のハードの部分は、ある程度わかると思うのですが、福祉とか高齢化とか少子化とか、そういう部分のソフトの部分まで入っていくと、ある程度体系的な部分、特に協働という部分については具体的に何を指すのかということまで、非常にあいまいもことした形で入り込まざるを得なくなってしまうのでわからないのです。そのところは明確に今後の期間で明示するのか、あるいは今、定義をもって体系づけていくのか、ある程度どちらかの方向でやらざるを得ないのかと思います。

○委員 意思決定に市が関与するというところで、実務的にどういうふうに行っているのかちょっとお伺いしたいのですけれども、例えば協働の場合、何か事業をやり出すというときに、具体的にどのような活動をするのかということに関して、向こうの団体から活動計画みたいなものが上がってきて、それに対して市が、この活動はこうしたほうがいいのか、こういう活動もつけ加えたほうがいいのか、そういう次元まで市が意思決定に関与している、そういう次元までやっているという理解でいいのでしょうか。

○事務局 この協働の事業の中でもすごく千差万別で、こういうふうなことをやってくださいというところをお願いして、それを補助も出しますからやりましょうという部分での意思決定に関わっているというものもありますし、赤十字奉仕団のように一定程度団体としては目的があって色々なことをやっていて、市で行う事業で団体を活用してといますか、協働してやるというものもあります。

○委員 何か事業をやり出すと、それは市の政策と一致していますね、じゃあお金を出しますというものと、援助に相当するものの区別というのはどう違うのかなというところを疑問に思っています。

○事務局 明確にこうやって区切るというのが難しいところであるのですけれども、援助というのは基本的には市が言い出したものではなくて、向こうの団体の活動に財政的な援

助をしてくださいよという要望といいますか、ニーズに基づいて市としても補助金という形での援助をするのが主流だと思います。

○委員 協働と援助の中には、市が直接活動をコントロールできるものと、直接コントロールするわけではないけれども、ちゃんとやっているかどうかのチェックをしているぐらいのもの、そういうものがあるという理解でいいのでしょうかね。

○事務局 例えば桜まつりの補助金を協働に入れているのですけれども、これは事務局を市でやっている。半分市が主催のようなお祭りなのです。中身に着目して仕分けをすることで、同じような事業が相手側の団体の意思だけで発意してその中でやって、でも補助金を欲しいのですといったら援助になりますから、きちんとした仕分けがやっている行為で分けられますかという問題があります。

○委員 祭りの場合で協働になるということは、祭りの企画の内容に関して市が見ているということですね。

○事務局 実行委員会を市民団体の皆さんと一緒に組んで、市の職員もそこに色々なレベルで参画して、お祭りのプログラムそのものを市民の方と話し合っていて決めていくという意味では典型的な協働なのかもしれません。

○委員 そういう意味では、市の政策目的を達成するためにプログラムをつくれる、そういう立場ですね。

○事務局 そうです。友好都市の皆さんも呼んで、地方の物産も売りましょと、相談しながら決めていく。それに対して一定の財政負担をしていくという構造にあるのです。A4資料の3/4ページの下の方を見ると、「三多摩メーデー」があります。これはメーデーの集会で何をやるかというのは原則、市は言わなくて、こういう活動計画があるということに対して市の関与というのは、承認していく、いわば桜まつりが共催であるとすれば、三多摩メーデーは後援の一環として、協賛としてお金を出すけど、どういうプログラムで、だれがどうあいさつして、どういうことをするのだということは、計画を見せてもらって承認はするけど、変えろとは基本的には言わない。援助なのか協働なのかというところのグレーゾーンみたいなものはどうしてもあるし、協働と委託的なものの間のグレーゾーンもあります。

○委員 その辺、元へ戻るかもわからないですけども、例えば武蔵野市国際交流協会運営補助費4700万円、これは援助になっていて、具体的にハバロフスク協会運営費は協働になっていて、ラボック市のジュニア大使云々、これも協働になっていたのでしたっけ。こ

の辺のすみ分けというのは、ある程度スツと皆さんのところでできるのですか。

○委員長 前回の議論では、その分類ができるだろうかというのが、まだ解決していないのです。定義をしてみましょう、けどもその定義もなかなか難しいですねというところで止まっています。

ただ、大体の皆さんの意見として分けるとするならば、こういう視点がやっぱり一番妥当でしょうねと。つまり、コミットの仕方というのか、協働は意思決定が両者で行われるもの、援助というのは民のほうで意思決定をしているものに対して、何らかの理由によって市も参画しましょう、あるいは金銭的な援助をしましょう、こういうところでまず分けられないでしょうかという議論が立てられています。中身に入っていないのです。

きょうの議論というのは、本当に分けられるかどうかをとりあえず具体的な補助金を見て、ちょっと検討してみましょう。その基準で分けられるならば、恐らく評価基準も違ったものが出てくる可能性がありますね。そうすると、実は補助金が3種類の補助金になって、3種類の評価方法があつて、戦略性が大事だから、援助、協働のところを埋め込みましょう、こういう前回の論理立てというか検討だと思います。

○委員 検討する前に、そもそも財政支援団体というのは、連結決算になっている部分については、ある意味、実態としても市と一体なわけですから。そういう意味では、少なくとも援助ということではなくて、事業委託とか協働とかいうものに大まかに入れて、その議論から外しておいたほうが、議論の進め方としてはいいのかなというような感じを持っています。

○委員長 財政支援団体は前々からの確認事項ですが、一括してちょっと特殊な場合もあり得るので別途検討しましょうという話なので、とりあえずどこかに入っているかもしれませんが、議論から外してということで、それを記録に残しておいた上で、最終的に扱いたいと思います。

それで、先ほど申し上げたようなところで、一応は委員会では了解されていると思いますが、それで進めてよろしいですか。あくまでも試しにやってみましょうという段階で、できたら、ある意味で補助金の一つの評価方法が出てくるだろうということではありますが。

○副委員長 今おっしゃっていたようなことができればじゃなくて、やらないといけなし、やればこの委員会で税金を使って開いた意味は十分あると思います。

焦点はこの「YES」、「NO」の基準の意思決定の協働性みたいなところなのですが、これをもう少し補助金制度のほうで性格を強めていただくと楽なのです。ですから、

できるだけこれから補助金を出すときに、中身を協働のほうに入りたいものについては、担当部局と実施する民間の人とできるだけ一緒に話をし、中身について相談をして、どうやって使っているのかなというようなことをやっていただいて、そこに入らないものは援助になって、こちらは完全にゼロベースですよというような縛りがかかってくると、ちゃんとやりたい部局は協働に移してくるために一生懸命、民間の人とお話をするでしょうというのが私の期待なのです。それが正しい補助金のやり方になるのかなと。

○委員長 前回にもたびたびそのようなご意見が、負担のところに出ていましたけれども、要するに、委託のほうに入ると、ある意味で継続性が担保されるかわりに、非常に厳しい5項目の評価がなされますということと同様のことですね。各部局が今度はどこに入れるのかという選択をしなくてはいけなくなる。その評価を受けなくてはいけない、こういう補助金の枠組みに乗っかってくるわけですね。

○事務局 今回の議論の流れとして、協働になっていくためには、今回ここで評価基準ができればチェックシートがつくられて、それが協働の補助になる場合は、そういうチェックシートの中での要素が評価基準として求められる。

各所管のほうで補助にしたければ、そのチェックシートに合うような話に乗っていくという形で、そのように収れんされていくのではないか。その意味では、きちんと分けられて、評価基準が決まれば、その分に合ったチェックシートといいますか、補助のエントリーシートみたいなものができてくるのではないかという整理ができるだろうと思います。

○副委員長 分類のための基準ですね。そこでお伺いしたいのは、実際に協働の意思決定みたいなものを現場でやろうとするときに、それを今みたいに強めようとするときに、どのような基準といいますか、言い方を入れていけばいいのか教えていただかないと。我々としては、イメージとしてはこれで間違いないと確信はしているのですが、現場でやるときに、こういうことがあれば今我々がイメージしているような、ともに話し合っただ中身について一緒に考えましたということになるのかというのを、教えていただきたいと思うのです。

○委員長 難しいな。

○副委員長 ここが、要は分類のクリティカルな基準ですね。

○事務局 質問の趣旨はわかるのですが、答えが出てこないというのが実態です。

○委員 先ほど私がいったのも、それじゃ具体的事項があるのかと思いました。

○副委員長 同じですね。ですから、むしろ今、例えばこういうことはやらないとここに

は入らないよということをつくっちゃう。来年度からそれに基づいて補助金を出す。先ほど私が、先に制度を整備していただきたいというのはそういう意味で、ここで例えば、会って相談する、同じ場所でフェース・ツー・フェースで話をしますということの一つの基準にするのであれば、それをこちらの協働に入れたければ話し合ってくださいというのを基準にする。例えば30分なら1ポイントとか、1時間一緒にやればとか、あるいは財源まで話せば2ポイントとか、つまらないアイデアですけど、そういうようなことがあると制度自体が少しずつ変わってくるのじゃないのかと思うのです。

○事務局 補助金の事例でいえば、相手側が限られているもの、相手側が複数であったとしても、5カ所とかいうレベルのものであれば、補助制度をつくる時に、どうすればこの事業はできるかということを手側と実際に話してつくるわけです。ですから、当然相手側と顔を突き合わせて、幾らだったらこの仕事ができるかという補助の金額も当然ありますし、こういうシステムだったらやりやすいのですよという相手側のいろいろな現状を聞きながら、協働についての補助金を作っていくこととなります。

ただ、すごく広くにわたっているものと、こういうことをやりますよというフレームだけをつくって、あとはそれに乗ってきた人との協働となります。

○副委員長 例えばすごく形式的ですけど、首脳外交みたいに、何かこころ辺について話し合って、二人で署名しましたみたいな、そのようなことでも最低限しようがないのかなという気がしますけれど。お互いに話し合って、財源と使い道と効果、何をやらせたいだろうか、代替案も含めて検討しましたとあって、両側で、やる側と市の側とサインをするというのでもいいのかと思います。

○委員長 とりあえず補助金のこの分類されたものを見てはいかがでしょうか。

○副委員長 これを見ると、余計わからなくなる。

○委員長 ただ、何かの理由によって分けているのでしょうか。

○副委員長 それは先ほどおっしゃっていた点ですよね。あくまで中身についてお互いに理解した上で出しているか。

○委員長 という基準で分けられている。

○副委員長 一応少しは口を出しているか。

○事務局 すごくざっくりした分け方をすると、その実施内容について、形はどうあれ制度としての話し合いの場とか協議の場のあるかないかみたいなものがあります。

桜まつりにしても、勤労者互助会にしても、評議員会とか実行委員会とかワークショップ

プでも、とにかく協働する側と市の側が同じテーブルについて、中身や予算について話し合う場があるのが協働の一つの事例かと思います。

援助については、原則そういう場の制度的な担保がなくて、毎年時期になると代表者が活動計画書を持ってきて、あとは市側がそれを一方的に受け取って、一方的に審査して判断する。顔を突き合わせて、中身について話し合いをする場の制度的担保がないのが援助の大多数ではないかと思います。

○委員長 いかがでしょうか。

○委員 先ほどの私の話に戻るのですが、武蔵野市国際交流協会、これは4700万円というのは補助金。例えばそういうたぐいでこれは決まるということですか。そのハバロフスクも。

○副委員長 申請があればオートマチックに出ちゃうのでしょうか、4700万円が。現状では。

○事務局 協働でやっている分野というのは、何らかの形で市の政策なりで、この分野、この項目のサービスは、公益にとって必要だから、ある程度の主体性を持って供給しましょうみたいなことが、政策判断として出てきているわけですが、援助は、その部分がどっちかという薄いものです。

国際交流協会に限って話をしますと、これは協働か援助かは非常にグレーです。協働に入ってもおかしくないという側面は持っています。ただ、仕組みとしては、国際交流協会の理事会があって、そこで予算立てをしてきて、市に要求書が出てきて、活動の中身については原則、国際交流協会の主体性でもってプログラムを決める。そういう傾向がかなり大きいから、援助として分類しています。

○委員長 具体的にどういうものに使われているのですか。

○事務局 半分は人件費です。事務局職員等の人件費が半分ぐらいです。残りが外国人留学生と日本人の交流会とか、在住外国人の方と日本人の方の交流を促すための諸活動に投入されています。

どういう諸活動をするかというのは、基本的に国際交流協会の理事会を頂点とする意思決定組織の中で年間プログラムが決まります。市の職員も、理事会には参画していますが、これをしてくれというのは基本的には余りやらないのです。

○委員 それは援助でしょう。それは協働にするようなものじゃないように思うのですが、それでも。

○委員 例えば市の政策が掲げられて、それに基づいて市が援助するのであれば、協働という概念が、どこに働いているのか、理事会との話し合いなのか、あるいはそうでないのか、あるのか、その辺がさっきのパブリックコメントレベルで協働というのか、具体的に何を指すのかということをもう少しやっつけていかないと議論が詰まらないと思うのです。そこにはP D C Aという部分が、ないからそういうことになると思うのです。だから、具体的に今後これを援助するためには、どういう手段で、どういうふうに行っていくかという市としてのプロセス、その辺をもう少し、簡単な方法、直接面接する、あるいは企画書をチェックする、あるいは決算書の中でというような一つ一つの項目を詰めていかないと、ここの「YES」、「NO」という部分がなかなか分かれなないと思います。

○委員長 国際交流協会運営補助金に関しては4700万円ですか。意思決定者が国際交流の団体ですね。その意思決定に対しては基本的に参画していない。

○事務局 その理事会のメンバーの1人としての参加はありますが。残り10名の理事の方に対して誘導したりとかいうことは現実としてありません。

○委員長 そういう意味で援助だと分類されているわけですね。

○委員 協働としてやりたければ、理事に参加している人がもっと積極的にプランを団体に出さなきゃいけないわけですね。

○事務局 市から参画している理事が、来年はこれとこれとこれをプログラムに組んでくださいみたいにオープンでいえば協働になると思うのです。

○委員 そういうことですね。

○委員 少なくともそれは市の代表として理事に入っているのでしょうか。だから、市の代表である以上は、少なくとも理事というのは経営責任を負うわけですから、それを援助というのはどうかという感じはしますけど。

○委員長 実態からして援助になっているということですね。それが協働の補助金に移すべきかという話になると、今の委員の意見のとおりになりますけど、現状は援助だのとことです。

○委員 強いていえば、今の位置づけというのは、案としてこれが出てきているだけで、今まで援助かどうかはわからないわけです。

○事務局 カテゴリーの中でどっちに入れるのだといたら、実態からしたら援助のほうに入るけど、協働的要素も多分に含んではいます。

○副委員長 今もめているところが分類の基準なのです。そこを決めなきゃ前には進めな

い。

○委員長 それをとりあえず今、仮置きで決めているわけですね。意思決定の方法のところでとりあえず分けましょう。今のご意見は、これは本当に援助でいいのかという話ですね。

○副委員長 意思決定メンバーに入っているのだったら協働じゃないですかという基準ですね。

○事務局 さっきから話が出ているようにやはりグレーゾーンがかなりあるのです。

○副委員長 それはありますよ。それはもう切りなく。

○事務局 例えば2枚目のコミュニティセンター周年事業補助金にしても、現在は向こうから要求が出たものについて認めているのですが、補助を出すきっかけの段階では、ルール化しています。そういう面では、市の意思が関与しているのです。そういうものがありますので、あくまでもたたき台として援助と協働と分けただけなものですから、グレーゾーンはかなりあるということになります。

○副委員長 年限でいうと、10年たって出発点の話をしてもしようがないので、何年で切るかわかりませんが、協働作業を毎年やるのか、それとも3年に1回は少なくともやるのか、そういう話を入れていかないとだめです。

○委員長 ちょっと待ってください。要するに、そういう話は、評価の話だから……。

○副委員長 評価ではないです。分類の基準です。

○委員長 分類の基準なのだけど、これをもう一緒にしちゃったほうがいいですよという意見で行くのか、やっぱり分けて議論するのか……。

○副委員長 分けないと、やった意味がなくなります。

○委員長 どっちで行きますかという話。その分けるという意味は、評価基準が違うという意味で分けるわけです。

○委員 この「YES」、「NO」の事例、それが分けられるかが課題と思います。どうするかは一つ一つ、これを全部やっていくのかどうなのかということかと思うのですが。

○委員 程度は別として現状どうなっているかというレベルでは、ある程度分けられるのではないかと考えられますね。

○副委員長 分けるしかないですね。

○委員 評価基準がこの考え方でいいかどうかかわからないですけど、直接口を出すのであれば、運営費に補助を出しても合理性はあるけれども、後でチェックするだけなら事業費

以外は認めない。そういう形で、市が意思決定に関与しているか否かで評価の仕方というのも変わってくると思います。それは完全にどちらかに 100%という話でなくて、程度の問題で、協働の色が強いとか、援助の色が強いというものだと思います。最初は協働として市が関与していたけれども、時間の経過とともに、市からのニーズがだんだん薄れていって、援助としての意味合いのほうが強くなるというものもある。逆に時間の経過とともに協働のほうの意味合いが強くなるというものもある。一たん協働に区分されたものであっても、毎年援助になっていないか、協働のままでいいかというのはチェックしていかなくちゃいけないのかなと思っています。

○委員長 もう一つ非常に重要な基準があって、仮にこの武蔵野市の 4700 万円が援助である、つまりコミットのぐあいからいったら現状は援助ですといったときに、これはゼロベース査定を受けますよということですから、関係部局としては当然のことながらこれは協働に移したいというのがありますね。ある意味ではそれが一つの目的になっているわけですね。

○事務局 委員が言われたように、行ったり来たりは当然あります。

4700 万円の例が出ているのでいいますと、国際交流協会を立ち上げたときに、当時の市は、端的なやり方で、金は出すけど口は出さない。それでスタートしているわけです。すごい援助なのですが、そうはいったって公金を投入する以上、そういうわけにはいかないよといって、かなり協働サイドに振れてきた時代があったのです。会の皆さんには、最初と話が違うじゃないか、口を出し過ぎといわれて、まただんだん、活動自体の自立性は強めて行ったのだけど、お金の面の自立性はできていません。そのように行ったり来たりというのはあると思います。

○事務局 誤解を避けるために申し上げますと、国際交流協会とか、先ほどのハバロフスク協会とか、もともと市が設立した団体ですので、予算の査定の段階では当然中身を見て、例えば事業費でも過大な見積もりだというものに対しては削減することはやっていますので、全くノーチェックということはございません。

○委員 協働にしても援助にしても、その金額の多寡は実態としてはあるのかもしれませんが、質的には余りそのところは意味がない。むしろ市が主体的に参加しているかどうかというところから見ると、金額を議論することがややこしくなると思います。

○委員長 とりあえず皆様の、内容が知りたいという補助金を伺った上でいろいろ考えて進めてみましょう。

○委員 市の福祉とか高齢化、少子化、福祉対策という観点からすると、介護保険施設運営費補助金というのを「援助」に出しているのですが、これが一体何なのか。5100万円、これがちょっとわからないのですけど。

○事務局 介護保険制度ですから、介護保険の費用の中で運営をするのが制度的な建前です。現実には赤字になってなかなか運営できないところを補助しているので、これは協働ではなくて、援助でしょうということで仕分けをしています。

黒字なら補助しないという形にはなりますし、制度的には別にお金を出さなければ運営できないのではなくて、介護保険制度の中で運営されるべきものです。

○委員 だとすると考え方としては、武蔵野市がもし福祉ということで高度福祉化社会あるいは福祉行政をやるということであれば、今の制度をよりレベルアップを図るという意味で、ここの部分に参画するということで、ここはむしろそういう目的があるので、援助でなくても協働でもいい。だから、考え方を、協働の意味をどこに置くかによって、やっぱり変わってくると思うのです。

そういう意味で、ここの部分というのは、さっきの市の目標というか、それをどういうふうに掲げるかによって変わってくる。私は少なくともここは協働にしてもいいのかなと。これだけの額を出しているのであれば。

○委員長 恐らく食い違っているのは、あるべき姿と現状とで議論しているように思うのです。

○委員 一緒に意思決定を行って行っていますという、A4のダイヤモンドのところの「当該事業は、市と団体がその事業について一緒に意思決定を行って行っていますか」というこの内容が、どういうふうに反映されるかだと思います。

○委員長 つまり、一緒に意思決定を行うべきですかという文言なのか、していますかの文言なのかによって分かれていますから。

○委員 もう少し言いますと、制度自体は既にあるわけです。その制度には武蔵野市としても参画しているわけですね。それを高度化するかどうかという部分の意思決定も当然、少なくともこの5100万円の中には意思表示されているわけです。だとすれば、そのところは、ここで協働の意思に入るといふふうに読んでもいいのじゃないかと。

○委員長 これについては運営に関する意思決定でしょう。

○事務局 そうです。逆に、その意味でどう判断するかというところになると思うのですけれども……。介護施設の運営自体に直接市は口を出しているわけではないですからとい

うことで「NO」でしょうという判断を、この例示ではさせていただいたということですね。

○委員長 つまり、補助金であっても、目的を特定化していない補助金を出している。その運用その他については相手の意思決定を尊重しますよという補助金になっているわけですね。だから、出すという、違う意味で意思決定はしているけれども、出したお金に関しては意思決定に参加していないという意味で、このダイヤモンドはつくられているのじゃないですか。

○委員 やっているサービス自体はほかの市でもやっているような介護サービスの内容ということですね。

○委員 問題提起をするためにいったのですが、そういう意味で協働の定義というか、どこを指すのかということは人それぞれによって違ってくると。私の意見は、もし制度があって、武蔵野市としての福祉がより高度化するのであれば、これは別に、そういう意味合いで出しているということであれば、協働でもいいのではないかと考えるのです。そうじゃないとすれば、それは事業について意思決定を行っていますかという、だからこれを出すということ自体を意思決定したということは、それ自体が協働でやるという、市としての意思表示ではないかというふうに読んでもいいのじゃないかと。

○事務局 そういう考えであれば、例えば協働としては、こういう事業であるべきでしょうというような評価基準か、市の福祉ですから長期計画なり調整計画なり当然ありますから、そういう計画にのっとって、市民の福祉向上になっているものが協働の事業ですよという定義をすれば、意思決定云々というところにこだわらなくても、補助を受けたいものについては、そういう評価基準にのっとったようなところに自らの位置づけを持っていくことはできるのかと思います。

便宜的に分けるときに、かなりグレーのものがたくさんありまして、どう分けたいのか。本当に分けられるのかどうかという議論があったわけですが、その中でいえば、前回の第5回の会議の中では、意思決定が一緒に行っているかというのが一つの視点ではないかというお話だったので、当初つくったときの経過とか、実際の団体とのかかわりの中で協働と援助に分けたというところですね。

分け方が違うのではなくて、こうあるべきというのがあれば、そういうふうに誘導されてくる。すぐには違ったとしても何年かたつと、協働の事業として誘導されてくると思います。

○委員 そういう意味では基準は、現状ベースじゃないと意味がないということですね。

○委員 現状ベースだと……。もとへ戻っちゃうからいいでしょう。

○副委員長 僕はこの表現はいい表現だと思いますけれどね。

○委員長 意思決定に参加する、しないというのは、ある意味では市の意思を、あるいは市の決定を具体化する場があるということですね。具体的な運営の段階で。

最初の段階で、お金は出すけど黙っていますよということは、お金を出すということは、補助金である限り、もちろん意思決定をしているわけですがけれども、それ以降に関しては、意思決定の機会はすべて相手側にありますというような意味ですね。

○事務局 簡単にいうと、そういうことですね。

○委員長 そこで理事が一人出ているということは、実質的な意思決定には参加できない、あるいは余りしていないという判断をしていると。

○事務局 行ったり来たりはありますけど。

○副委員長 それは意識の問題だと思います。そこに入っている以上は、それはもう協働だと思います。今までの話の中身とかそれぞれお互いの認識がそうなっているだけで、理事を出していることが外から見れば協働ですね。

○事務局 お金は出すけどという、その意思の決定までが逆に市の基本的な責任を負った仕事です。出す額は、これは予算の範囲内とか、他とのバランスとか、1億円くれといたって4000万円ですよ。この中でやって下さいという意味決定をしたら、4000万円をどう使っていくかは、団体に委ねる、そういう構造になっています。

○副委員長 そこは歴史的な経緯がおありみたいですが、それをやっぱり少し協働のほうにもう一回引っ張り直す必要があるのだと思います。

○事務局 内容とかやり方がずれてきたら協働のほうに引っ張ってくるということですか。

○副委員長 さもなければ、援助のほうに来ますよということ。

○事務局 援助のほうのコントロールは、事業内容は原則相手の方が決めるので、市としては今言いましたように、予算の範囲内で適正な額、5000万円くれといっても、他の事業や経済状況とかバランスからいったら4000万円が限度です、あるいは事業費の2分の1というたがをはめればいいですし、その中で内容はご自分で公益性に反しないとか、公益に資する内容でやってください。ただ、一応出している以上、何らかの結果報告とか、それは求めますよ。それは担保しますということで、援助と協働が行ったり来たりはするけれど、ダイヤモンドで分けられるのかと思います。

○副委員長 さっき署名という話をしたのですけれど、協働のほうに持ってくる。できればこっちでちゃんと話し合っただけで済ませたいわけですね。多分、事業担当のほうもこっちに持ってきたほうが続けられやすいし、いいと判断すると思うのです。援助が毎年、ゼロベース、ゼロベースと強く言っていれば、だんだん援助から逃げたくなるので、協働に持ってくるのですが、そのときに、何を担保にするのか。何をそこで話し合っただけで済ませたいわけですね。このお話のようになかなか難しいと思うのです。

どこまで話したら協働というのかというのは、物によっても違うでしょうし、どこまで本当に意思決定ができたのか、あるいは言ったけど無駄だったのか、あるいは席は同じくしたけれども黙っていたのかそれを担保する最後唯一の手段は、課長なり部長が、そのところで何か署名つきで自分の責任を負いますよというようなものを一筆書いていただくというのが、一番きちんと運用しようということになるのかなと思うのです。

人間の組織はいいかげんですから、そういう中でいかに担保をとるかということになると、やっぱり担当しているところの人が、考えがわかった上で、ある意味自分のその年の責任を付けていただかないと、なかなか正しい運用ができない。適当にやっても責任逃れができることがないようきちんと事業について話をし、方向性について、ともに語りましたということを最低限の基準にして、担当部課の課長さんなのか係長さんなのか主査の方なのかわかりませんが、そのレベルで毎年書類をつくっていただくのが一番担保になるのかなというのが、僕のきょうの落としどころだったのですけれど、いかがでしょうか。

○委員 援助から協働に移すために、理事を一人送っていますといっても、その理事が、理事会に参加しても意思決定に関与していないという意味じゃ協働にする実態と合わないということですね。それを何かしら担保する方法があるのかどうかというのは、確かにありますね。

○副委員長 これは補助金を扱っている部局に任せるしかない。それをただ財政の立場あるいは市執行部という立場でコントロールしていくとなると、何を最後に担保にとるかです。どこまで委ねて、どこまで担保をとるかという話です。

○委員長 先ほどのご意見だと、2ページの下から3行目の人間ドックも協働に入りますかね。金額の大きいのは、やはり……。

○副委員長 人間ドックのやり方は、それこそ口出しできないでしょう。

○委員 市が基準を決めているということはないということですかね。

○副委員長 これは幾ら何でも協働にはならないですね。

○事務局 一人幾らという単価で出しています。

○委員長 補助金で。

○事務局 健康開発事業団がやる人間ドックの受診した人数の単価で出しているもので、市民は割り引いた金額で受診費を払います。その差額を市が直接事業団に補助しているという形のものです。

○委員 補助でも、事業所ごとにやっているものについて協働に移すという動機は余り強くないのじゃないかと思うのです。問題になるのは援助で、団体補助、運営費補助をしているところをどうするか。ゼロベースで運営費を毎年見直すという話になると、市のほうも大変なことになるのかなと思いますけど。

○事務局 人間ドックに市が口を出すとすれば中身についてということではなくて、もっと受診者から利用料金を取りなさいよという形だと思います。

○委員 3ページの資源物集団回収事業、これはどういうものですか。

○事務局 資源物を集める団体があるのですが、その団体が自主的に資源物を回収した量に従って補助金を出すものでございます。

○委員 資源物を回収する団体というのは、どういう団体なのですか。

○事務局 武蔵野市は町内会はありませんが、町内会的な、地域でつくった自主的な活動組織があります。例えば、団地の自治会などももらっているところはあります。

○委員 武蔵野市の場合には資源物は資源物で、あるいは廃品は廃品で回収していますね。それ以外にやっているということですか。

○委員 植木か何かの土を回収しているのは関係ないですか。

○事務局 土は市が回収しています。

○委員 一緒に意思決定を行いますかというこの分岐点をどうするかという話なのかなとずっと考えていて、副委員長がおっしゃっていた意思決定の場の有無みたいなものを具体的に置くというのはすべきだと私も思うのですけれども、担当者がこのダイアグラムを見たときに、どちらに割り振るかというものを判断する基準が必要になってくる。

しかも、できる限り外形標準的に、これがあるから協働で、これがないから援助だとして、はっきり分けるような基準が必要だと考えたときに、例えば当該事業に関する企画書、いわゆるプロポーザルを市側が提供するものに関しては協働にして、市側ではなくて、諸団体が提案するものについては、すべて援助型にするとやれば、恐らくグレーゾーンというものはなくなってくるのじゃないかと思うのです。

というのは、理事会に何名いるかいらないか、そこに対してコメントしているかどうかというのは、現実的に測定できませんね。理事会に入っていたとしても、理事会としての意思決定をして、市側に対してプロポーザルを出して、それを採択するかどうかという決定の場を設けて、そこで判断するというのであれば、援助としての妥当性の有無も判断できますし、一方で協働型についていえば、これは例えば長期計画とか調整計画のほうで書いてある事業に基づいて、こういうのでやりたいのです、やりたいのでどこか団体に、やってみませんかと集めるのですね。特定の団体になることはありますけど、理屈上は、プロポーザルを出して団体が集ってくるような形に分けるというふうに事業自体を分けると、恐らく事業担当者としては、要するに自分で企画書をつくったものは協働型なのだと分けられますし、向こうからやってきたものに対しては援助として判断しなきゃいけないのだというふうな段階を踏めるような気がするのですが、どうでしょうか。

やっぱり一緒に意思決定を行っていますというのは、どうもぼんやりし過ぎているというので、企画立案の外形標準をどちらかに置く。市が提供するか、自分が置くかに分けるというのがあるのかなと思いますけど、どうでしょうか。

○委員 その申請団体に委ねるということですか。その外形基準を……。

○委員 そうですね。援助団体である以上は、全部市がやりますというわけでもないわけですね。市がやらないというものをどういう手段、手法でやるか、協働でやるか、援助でやるかというときに、市は直接やらなくてもいいのだけれども、市がやったほうがいいかなというものは協働という論理ですね。であれば、市として何らかの責任というか、まさに確約みたいなもの、まず自分たちで事業計画をつくって、事業案、プロポーザルをつくって、それに対して参加団体を募る。その参加団体が適正、不適正を判断する。

もう一方の、それに該当しないもの、つまり例えば計画には載っていないようなものでも、民間というか各団体から要望があれば、何らかの配慮をしなければいけないだろうということになりますから、その場合は企画書を持ってこいという。そこで判断すると、両方とも一緒に意思決定は行っているようなのですけれども、意思決定の主体といいますか、主導権は市側にあるか、各団体側にあるかで分かれるのかなと思います。私としてはこういう仕分けは非常にわかりやすいとは思っています。ただ、その分かれる分岐点をどう明確にするかというのは、やはりちょっと難しいなという考え方をしていました。

○委員 副委員長が市側に何らかの基準をつくってくれというのは、そういうことも含めてご発言なさっているというふうに受けとめているのですけれども。

○委員 実務的にやっているかどうかわからないのですが、例えば何かしら補助金を出すときに、市の側からこの活動内容にはこういうものを盛り込んでくださいという、市側が決めたサービス内容、お祭りだったらこういうイベントとか、そういうものを市側から提示して、その結果、相手が受け入れたり受け入れなかったりということだと思いのです。市がこうあるべきと思った要望を向こうが受け入れてもらえるというのが協働で、協働にしたいものについては市側から要望書を出して、向こうが受け入れたら協働で、拒否したらそれは援助でしょう、そういう仕分けは可能なのでしょうかね。

○事務局 ほとんどの補助金は補助要綱というルール、手順を決めたものをつくりますので、その中には何について補助するというものを明示しています。特に協働のものは事業をやりたいという市の意思の中で、団体とこういうことを考えているのでどうでしょうという話し合いがあって、特にこの点を市としてはやりたいのですよと示し、これはもうちょっと財源が必要ですよとか、この部分を市で応援してくれなきゃだめですよ、そういうところがあってできています。

ただ、10年たったり20年たったときにそのままされているかどうかという、その中ではすごく形骸化してしまっている部分があると思います。基本的に協働で今回挙げているようなものというのは、少なくとも設立当初もしくは例年補助を出す段階においては、市側の意思の表示がされています。

○委員 市側が意思表示したとおりに向こうが活動しているかどうかチェックしているということですね。

○事務局 市が示した部分を満たしているかどうかは当然決算書等でもチェックはするし、事業報告書でチェックはします。

○委員 それが形骸化するとするならば、最初に出す要望の部分が形骸化するということですか。市側が出している要望が、每期同じような要望を出して形骸化しているということですか。逆にいえば、その要望の部分が、内容が生きていれば、必ず協働が機能すると考えられるのですかね。

○事務局 そうです。

○委員長 さてさて。

○副委員長 委員長、そろそろまとめてください。

○委員 「YES」、「NO」のところを具体的に個別列挙というか、それを外形標準化していくという作業がいずれにしても必要。そこがないと、なかなかこの議論は進まない。

○委員 あとは条件ですね。

○委員長 委員のご意見を拝聴して、それが適切かというのと、動くのですよ。つまり、事務局とNPOならNPOがその形式を選択できるのです。だから、外形的に動かないものをつくれないかと思うのです。つまり、それぞれに評価があって、こっちに行ったり、こっちに行ったりすることが自由にできては困るのです。こっちの評価が厳しいからこっちに行きましょうということが簡単にできては困るのですよ。

○委員 例えば計画記載事項に合致するかどうかというもの、計画というのは長期計画ですけど、そこが分岐点で、それは各団体のほうにその判断を最初にゆだねて、計画記載事項とあれば協働型の補助金である。計画が記載されていなくて、自分たちがやっているお祭りだよというものを援助してくれというのは援助になるという分かれ道ができるのです。

○委員長 私が申し上げているのは、この委員会自体が各部局に対して、ある基準を提示するわけですね。その部局に選んでいいよというシステムだと、委員会自体が崩れてしまうのです。

申し上げていることは、要するに評価する基準を決めている委員会が、その評価されるものに対して基準を決めてくださいというのは、基準にならないのですよ。つまり、書類の形式上のつくり方、つまり計画ですね、計画の策定機関である部局が、それを基準にして補助金が動いてしまうと、基準になるかなという感じはします。

○副委員長 どっちに行ってもいいのではないですか。

○委員長 そのときに、評価が違うわけでしょう。

○副委員長 好きなほうを選べば。

○委員長 好きなほうで選ぶ。

○副委員長 それぞれに縛りがかかっているわけですから、別にどっちに行っても。どっちが悪いというわけじゃありませんから。それぞれきちんとコントロールできればいいわけですから。

○委員 実態と区分は必ず一致しなきゃいけないと考えると、実態とその区分を一致させるためには客観性がないと検証も何もできないということだと思っております。

○委員長 形式上のもので基準化すると、その形式に合わせればいいという難問が出てくるのではないかなと思います。

外形というのは、一見するといいのですけれども、その外形を整えれば。どっちに行ってもいいのだけど、そうするとそのときの基準とは何だろう。

○委員 例えば市が、これは協働だと。だけど、あくまでもその事業団体は支援だといったときに、どっちを決めるかというようなことは。

○委員長 最終的に意思決定者は援助のほうが自分にとって有利ならば、援助を選びますね。

○委員 だけど、市としてはあくまでもこれは協働だと。

○委員長 けども、今の形式主義で行くならば、それは無理になりますね。自分たちで出せばいいわけですから。

○委員 そのところをどうすればいいかということですね。

○委員長 それは採択しないよといったときに、その基準が今度要りますよね。

○委員 どっちでもいいということには、なかなか部局としては……。

○副委員長 話がどこまで戻ったのかわからないのですが、協働のほうがいいわけですよ。

○委員長 どうして。それも言えないですよ。これから議論する評価基準次第なのだから。

○副委員長 話の前提は、援助のほうをゼロベースで厳しくするから、こっちに流してきましょうという話ですよ。

○委員長 それは一つの立場ですよ。まだここで議論していない立場があつて……。

○副委員長 でも、前提がなくて、逆に援助のほうで厳しいですよとなると、分ける意味ないですよ。

○委員長 それはわからないでしょう。つまり我々のこの委員会で協働のほうになるべくしましょうということはどこにも議論していないのですよ。

○副委員長 それは私が何回かいつてきたのでオーソライズされたのかなと思ってました。

○委員長 していません。ゼロベースにしましょうということは意見としてはありますが、ゼロベースを評価基準にするというのはまだ決まっています。

○副委員長 目標がないと、これをやる意味が見えなくなるのですが。

○委員長 それ以前に、分ける必要があるの、あるいは評価は同じでいいのじゃないのというところで……。

○副委員長 そこまで戻しますか？

○委員長 とどまっているのですよ、評価が決められなくて。

○副委員長 決めてください。

○委員 協働に戻って困るのは、援助の実態なのに、それを形式的に偽装して協働にする

のは困る、そこの担保の話だと思うのです。

○副委員長 それでさっき担保の話をしたわけです。

○委員 実態として援助のような形の補助を要望するのであれば、援助でもいいと思うのです。口は一切出されたくないとその団体の人が考えて、実態そのとおりというのであれば、それは選択しても構わない。それは厳しいのだけれども、そのほうがいいというのであれば構わないと思うのですけど。

○委員長 その以前の問題として、このダイヤモンドの中の基準は何にするかは別にして、まず分けられるか、あるいは分けたほうがいいのかという問題があるのです。そこがまだ固まっていないのです。

堂々めぐりをしているのは、その基準が見つからないよという意見がそもそもあるのですよ。そこの基準がまだ固まっていないので、分けられるか分けられないか、グレーだよねという話も出てきている。だから、その次の評価を違える、違えないの議論まで行っていないのですよ。

分けたほうがいいだろうということ、一応ここで確認しましょうということならば、今度はその分ける基準というのをどうつくればよろしいのでしょうかという議論が入るのですね。そこが何にしたらいいのでしょうかと。

○委員 私は、分けることはいいと思うのです。ただ、だからといって援助がゼロで、協働はプラスかという部分については、協働であってもそれはゼロになる部分も建前としてはあるわけで、やっぱり評価項目というか、そこの基準をどういうふうにつくるかかと思えます。

○委員長 そこがまだ見えていないです。それはなぜ見えていないかという、金額が大きい武蔵野市国際交流協会がどちらにも入れられない。何らかの基準があって、こちらですよというのがまだ決まらないので、委員会で固まらないのです。ということは、基準がまだ決まっていないと思います。

○委員 総論として意思決定に参画していたら協働という大枠については意見の一致を見たように思っていたのですけれども、そうでもないということですか。

○委員長 委員によっては、外形的にとの意見も……。

○委員 外形とか担保というのは、意思決定への参画という前提の上で、この文言のとおりの実態があるかということではないですか。

○委員 一般的に書かれているので、「一緒に意思決定を行っていますか」というのは、少

しわかりにくいというか、いかようにも解釈できるので、この前提として、じゃあ外形的な何か、例えば企画書を出すとか出さない。もちろん意思決定の場に職員さんが入っているか入っていないかというのもまた外形です。何人入っているか、何時間入っているか、何分入っているかというのもまた外形の基準となるので、それが労働的にも負担があるなと思うので、企画書を出している、出していないというのでかなり割り切れるかと思ったのです。

ただ、委員長がおっしゃったように、そこに盛り込むか盛り込まないかは、担当部局が判断するというご指摘はまさしくそのとおりなので、それは評価する主体がかなり裁量性を持ち、余りよくないのかと思います。

○委員長 結局、仮にここに書いてあることが基本的な姿勢として、基準として認めましようといったときに、外形を入れる、入れないという話になるでしょう。問題は、この国際交流がびたっとどっちかに入らなきゃいけない。その基準が欲しいということです。

○事務局 一つの外形標準ということで判断をつけようと思えば、市が同じテーブルについて、やる内容を協議する場が制度的に担保されているかということ、理事会に市が常任理事として入っている、それは外形的に見えます。だから協働。だけど、中身論をいうと切りがない。イーブンな場でテーブルを囲んで、中身について協議できる制度的担保が、会議、理事会、評議員会、何でもいいですけど、あれば協働、なければ援助とする。防犯協会の活動内容に市がゲストとして行っても、同じテーブルで発言する担保がなければ援助とすることはできるのかなという気はします。

○委員長 そうすると、これは援助ではなくて協働に入れましようかと極めて明確になる。

○事務局 外形で割り切ろうとすれば、なってきます。制度的担保はあるわけですから。

○委員長 それはいかがですか。

○事務局 今の議論ですと、結局ゼロベースで査定されないためには、どちらかということ協働に持っていきたい。協働というのはそもそも市が一定の関与をしているかどうかというところを基準とするならば、この委員会の流れが、現在援助しているものについても協働の方向に持って行きなさいと受け取られるのが果たしてどうなのかという疑問はあります。

自立した団体の中には、市からどうのこうの言われたくないという団体も多いと思うものですから、それはそれでゼロベースでやるからいいのだよと団体側が言うのはいいと思うのですけれども、この委員会の方向性として、協働事業というのは市と団体が一緒にやる

のだよという方向性に持って行っていいのかどうかという疑問があります。

○委員長 この議論はまだ全くしていませんよね。したがって、一つの基準で分けてしまっていて、協働の場合には、意思決定に参加できるようにという評価基準が多分入ってくるのでしょうか、逆に援助の場合は違う評価基準が入ってくる、こういう枠組みとどうか論理立てだったと思います。

一つの基準として、援助の場合はゼロベース査定という基準が入りますというのはあり得るでしょうが、それがいいかどうかは別にして、議論の対象になります。もう少し各人が整理をした上でもう一回議論をいたしましょうか。

○委員 補助という概念は、毎年単年度ごとに見直すという観点ですから、ゼロベースかどうかは別として、単年度ベースに見直すというレベルであれば、趣旨として私はそれでいいと思うのです。

協働参加というのは、それに市がどういうふうに関与するか、その外形基準の部分だけなのか、あるいは政策に裏打ちされたもので間接的関与か、直接的関与か。それはやはり単年度ごとに物を見ていくというだけの問題ですから、市がそこを誘導しているとか、そこは余り考えなくてもいいのかなというふうに考えますけどね。むしろやっている項目自体が一番問題でしょう。

○委員長 紆余曲折の末に最初に戻ったような感じがしますがけれども、このダイヤモンドの左側の、「当該事業は、市と団体がその事業について一緒に意思決定を行っていますか」というのを基本的な基準として、これを外形的にどうつくるかというのは次回に具体的にしていきましょう。今回幾つか出ていますけれども、メールのやりとりをしていただいて、極めて客観的な外形をつくってしまって、とにかく分類をしてしまいましょう。

最初からグレーがあるのはわかっていますけれども、分類をするという方向で、この委員会では確認がとられた。分類をする意味は、それぞれの評価が違いうだろうということで、分類したほうがいいということです。

今回は、外形を事務のほうでご提案いただいて、その外形と、それぞれの評価ということで議論を始めたいと思います。お手元に、4ページ物の本日お渡しした小さいA4のものがありますけれども、これがとりあえず分けたときの前委員会の必要性から5項目プラス事務局でこういう項目が評価基準に入るのかなという仮の案です。

結局こういう基準が横に並んでくると思いますので、これが援助及び協働でそれぞれつくられる。同じものになるのか違うものになるのか、あるいは何を別途加えるのか。これ

の何か案がありましたら、事務局のほうに送っていただけるとありがたいのですが。

次の議論としては、今度はこれを点数制にしたほうがいいのか、しないほうがいいのかという議論があると思いますので、ちょっとお考えいただければと思います。つまり、具体的にはこういう項目を挙げていって、評価の基準をつくり込んでいく作業になると思います。

ですから、次回は外形的なものの具体的な基準と、この評価の項目と評価方法と。このあたりをちょっと議論したいと思います。

確認させていただきますけれども、一応分けるという方向で議論をするということでしょうか。どうも皆様のご意見をまとめると、分けたほうがいいだろうということですね。

もう一回確認しますと、それは評価が変わってくるということに根拠があるということですね。

○副委員長 その「施政方針」というのは、要は市長になったときに何か言う。あるいは毎年の信念。

○事務局 毎年毎年、予算のときに来年度はこれをやりますという、市の重点施策です。

長期計画というと、すごく先のものなので、すごく幅広くなってしまって、余り具体性がない部分もありますから、施政方針とか公約のほうが具体的なもので戦略性という議論がこの間ありましたので入れました。

○委員 市の年度計画とか長期計画という意味合いでしょう。

○事務局 そうです。

○副委員長 施政方針はまだいいと思いますけど。

○委員 選挙公約は意味ないですよ。オーソライズした段階のものでないですから。例えば、私が市長になって、すべて有料化します、無料化します、それは単に言っているだけであって、皆さんで少なくとも合意をとって、さらには議会に対して示さないと、それは市として意味はない、公権力はないですからね。公約マニフェストは、それなりに価値はあるけれども、評価の対象にするには適切ではないと思います。

○委員長 ちょっとメールで皆様のご意見を承りたいのは、この横の項目にどういうものをそれぞれ入れればいいのかですね。今のようなご意見も含めて。

それから、これは点数化するのか、それともどういう評価で具体的にするのか。その評価方法についてご意見いただければと思います。特に、協働と援助について異なったもの

になると思いますので、そのあたりもいただければと思います。

前回のコンサルタントの案では点数化してやりましたけれども、どういう方法がいいか。

○事務局 これはよくないとか、こういう点で評価したいというお考えをいただきたい。これが評価基準で、PDCAでまわれば、取れんされてくるのかと思いますので、一つの方向性を示すものになると思います。

○委員 私も点数制の案というのも一つあると思うのですが、これは担当者によって点数のつけ方がかなりばらついて、しかも年度によってかなり差がありそうなので、例えば、ポジティブリスト、ネガティブリストじゃないですけども、協働はこれ、これ、これ、これを満たせば該当します。ネガティブリストは該当しないというものを出して、マル・バツ式にやって、丸が幾つという結局点数になるのだけれども、点数よりマル・バツでできるようなポジティブ、ネガティブの要件を列記したほうが、もしかすると使い勝手がいいのかなと思います。

○委員 説明責任というのはどういう意味合いですか。

○委員長 前回の議事録に入っていたものです。

○事務局 これは前回のオレンジ本の見直し基準案の中に出ていたもので、説明責任は補助対象だった経費の支出決算が広く公表されているかとかいう視点、あとは事業の目的内容、手続きなどが広く公表されているか、事業の効果が広く公表されているかという視点を説明責任として例示されていました。今回はそれを議論のもととしてお出ししているということです。

○委員長 前回の議事録上では「情報開示」になっています。

○事務局 こういうものを出すことによって議論を深めたいという資料です。

○委員長 これはとりあえず前回の議事録と事務局と、前回委員会のを全部載せただけですので、これのどれを採用するかがポイントになる。つまり、協働と援助の区分けに対応してくるということですので、そこはぜひご意見をメールでいただきたいと。それを受けて、原案としてご提案できるのではないかと思います。

○委員 メールはいつまでに。

○委員長 次回が12月11日ですので、12月5日ぐらいまでに。

○事務局 12月5日ぐらいまでにいただければ、まとめて皆さんにお送りいたします。財政課あてにお願いいたします。

○委員長 この横の項目ですね。それから、具体的にどう評価するのかという、点数で行

くのか、あるいはシートをつくるのか。ヒアリングで行くのか等々。その2つ。

あとは、とりあえず基準を外形でつくっていただいて、もう一回その外形に従って……。

○事務局 ある程度皆さんの意見が同じようなものであれば、作業的に全部できるかは別としても、マル・バツまで含む点数までを入れてみたいと思います。今回のご意見の外形の部分の中でもう一回、援助と協働についても仕分けはしてみますけれども、当初から申し上げていますように、グレーゾーンがありますので、便宜的に一回やってみてというところにはなると思います。

○委員長 外形はとりあえず1種類は事務局がおっしゃったものでつくっていただいてよろしいですか。もしそれ以外に何か外形としてこれがというものがある委員がおられれば、それを言っていただいて、それをつくっていただくと。二、三種類、もしできればそれに越したことはないですが。

○副委員長 評価項目の基準は必ずこういう形になりますか。

○事務局 議論のネタとして出しているだけです。

○副委員長 中身は大体こんなものになるのですが、この3文字熟語はわからないんですよ。点数をつけるときも、丸をつけるときも。だから、何かもっとわかりやすい……。

○事務局 具体的なご意見をいただけるとよろしいのですが。

○副委員長 小学生でもわかるような表現。

中身はこれでいいと思うのですが。この3文字熟語は評価できないですよ。「必要性」といわれたら丸とか。

○委員長 これは最終シートですから、このシートのところに点数が入るのか、マル・バツが入るのか、何かが入る、その前段階のものが多分あると思うのです。とにかくその評価方法に関して、ご意見を。

(2) その他

○委員長 次回のことですが、12月11日の6時から、開催させていただきます。

○事務局 1月の日程調整をお願いします。

では、1月22日、木曜日の10時からということで、会場については後日ご連絡させていただきます。

もう1点、お配りしている議事録ですけれども、20日の木曜日までに確認をいただきまして、ホームページ上に出すように処理をしていきたいと思っておりますので、確認をよろしく

お願いいたします。

3 閉 会

○委員長 長時間にわたって、どうもありがとうございました。次回は12月11日の6時、市役所の4階、411会議室ということでございますので、よろしくお願いいたします。それでは、それまでの間に宿題をぜひお願いいたします。

○事務局 ぜひいろいろなご意見をいただければ助かりますので、よろしく申し上げます。
どうもありがとうございました。